

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

平成30年1月4日

-204号-

消費生活トラブル情報

注目!

迎春



架空請求はがきに注意!

相談事例



急増中

「国民訴訟通達センター」から、「消費料金未納分訴訟最終通知書」というはがきが届いた。内容は、消費料金が未納となっており、契約会社や運営会社によって民事訴訟の訴状が提出された。連絡がない場合は、給与等を差し押さえるというものだった。請求内容に心当たりはないが、連絡を取るべきだろうか。

アドバイス



相談事例では、消費者に過去に利用した業者への支払いがあると思わせ、それに関して「裁判所に訴状が提出された」「給与、動産物、不動産物の差し押さえ」などと脅して不安にさせ、訴訟の取り下げなどについて相談するよう誘導するものです。消費者が「国民訴訟通達センター」に連絡をしたところ、弁護士を名乗るものを紹介され、最終的にはコンビニでプリペイドカードを購入し、お金を支払ってしまったというものもあります。事例のような組織は、微妙に名前を変えてはがきを送ってきます。そのような組織からののはがきは決して相手に連絡せず、支払わず無視してください。

参考：国民生活センターHP：http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20170501_1.html

山口県消費生活センター

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)

FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

事例紹介

餅や団子など粘り気の強い食品が喉に詰まることで起きる窒息事故は、12月から翌年1月に集中しており、中には窒息事故により死亡するケースもあります。その中でも特に事故に遭いやすいのが高齢者です。

正しい予防法を身に付け、よいお正月を過ごしましょう。

注意点

- よく噛みましょう。
- 食べ切りやすい大きさに切ってから口に入れましょう。
- ＜詰まった場合＞
- 声が出せなかったり、顔が青ざめていたら、119番しましょう。
- 意識がある場合はせきをさせましょう。
- 体を起こした状態で背後から手のひらの付け根で背中の中あたりを繰り返して強くたたきましょう。

豆知識

「見守り」と「気づき」のチェックポイント

障がいのある方、特に知的障害や精神障害がある方は、知らない人とのコミュニケーションが得意ではなく、その場での確かな判断や対応ができにくいことがあるため、悪質商法の被害に遭いやすい傾向があります。

被害の早期発見、また被害を繰り返さないためにも、家族や周りの人は、日ごろから様子を気にかけて、生活の変化をなるべく早く察知することが期待されます。障がいのある方の思いを大切に、本人の意向に沿いながら支援しましょう。

本人の様子

- 食欲が無くなったり、元気が無くなったりしていないか。
- 生活パターンやリズムが乱れていないか。
- 身なりに変化がないか。
- なかなか言い出せずに困っている様子はないか。

住まいの様子

- 不審な封筒や請求書等の書類がないか。
- 見慣れない段ボールや商品が置かれていないか。
- 居室や居宅が改修されていないか。

お知らせ

体験学習型 消費者教育施設

「まなべる」のご紹介

体験学習型 消費者教育施設

まなべる

消費者力

UP

賢い消費者になろう!

山口県消費生活センターでは、消費生活に関する各種の相談をお受けし、問題解決のための助言・あっせんなどを行っています。悪質商法等による被害は依然として後を絶たず、また、手口も年々巧妙・複雑化しているのが現状です。そのようなことから、「子どもから高齢者まで、体験しながら楽しく学べる空間」をつくり、多くの県民の皆様にご利用いただき、消費者被害の未然防止を図ります。

家族と、クラスの友達と、地域の仲間といっしょに、「学ぶ」「気づく」「知る」に対応できるコンテンツを体験し、より効果的に消費生活問題を「学べる」場所。それが消費者教育施設「まなべる」です。



1-2

「まなべる」は、専用端末で消費生活トラブルの疑似体験ができる体験ゾーンや、書籍やDVDの貸出を実施する情報ゾーンがあります。

○コンセプト「県民の消費者力UP」

「まなべる」では「体験」、「学習」し、いろいろな「情報」を得ることで、消費生活問題を学ぶことができます。「まなべる」を効果的に活用していただくことで、県民の皆様の消費者力向上を図ります。

○利用時間 平日 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

○ネーミング&ロゴ

消費生活問題に関して「学べる」場所であり、皆様に対して「消費者問題の警鐘(ベル)を鳴らす」情報発信ステーションとしての機能もあつたことから、「まなべる」とネーミングしました。

消費者教育施設

まなべる

体験 学習 情報



来て・見て・学んで 身につけよう消費者力!!

○消費生活体験ゾーン

- 契約
- ネット系トラブル
- 過債販売
- 対人系トラブル(キャッシュセールス他)
- 詐欺系トラブル
- 製品事故

各ブースに専用端末機を設置、オリジナルソフトで、消費生活トラブルの疑似体験ができます。自分の行動・対応をチェックしてみましょう。

○消費生活情報ゾーン

パンフレットや書籍など、消費生活に関する豊富な情報を閲覧できるコーナー。検索用パソコンでキーワード検索もでき、知りたい情報を簡単に入手することができます。DVDの貸出もしています。

○キッズルーム

「まなべる」には、子育て中の方にも気軽に利用していただけるよう、キッズルームを設けています。



○消費者教育ブース

消費者団体や市町の活動など地域での消費者教育を紹介しています。

○消費生活情報コーナー

入口前にもパンフレットなど豊富な情報を閲覧できるコーナーを設けています。

消費生活トラブルを体験しながら、楽しく学ぼう!

○まなべる学習室

消費者教育、啓発講座の開催など、多目的に活用できるスペースです。

「まなべる」を利用して、消費者力アップ!!



山口県消費生活センター TEL 083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (啓発)
〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 FAX 083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 【月～金】 8:30～19:00 【土】 8:30～17:00 ※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 【平日】 9:00～16:30 (入場受付は16:00まで) ※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。